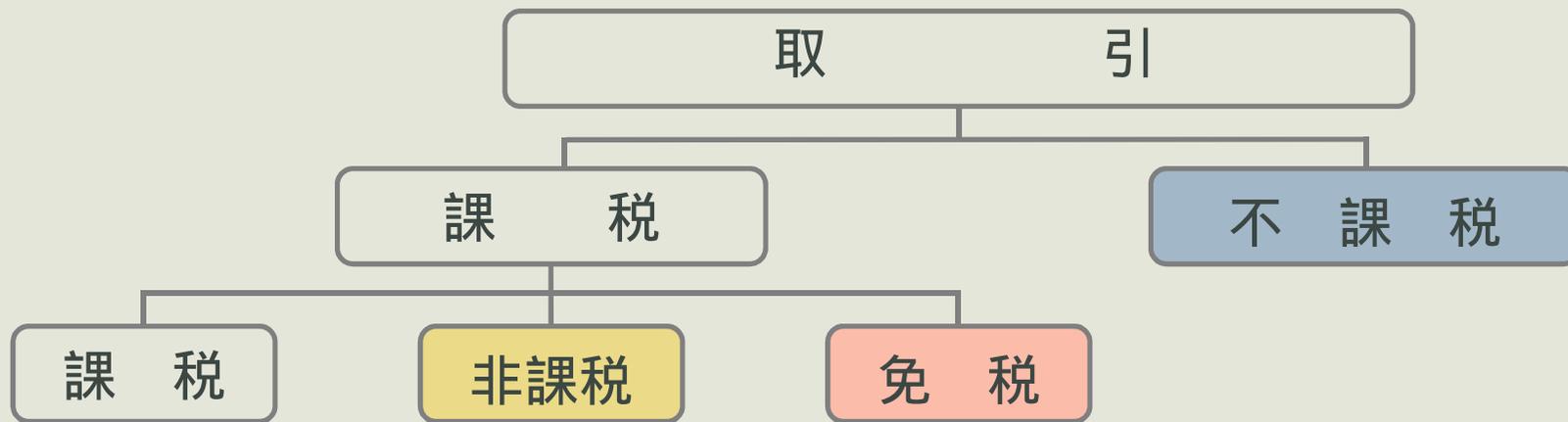


非課税となる取引 非課税と免税の違い 非課税と不課税の違い

国税庁 No.6201、6205、6209

課税、不課税、非課税、免税の特徴

	特 徴
課税	国内において事業者が事業として対価を得て行う取引
不課税	消費税の課税対象ではない取引
非課税	消費税の課税対象ではあるが、社会的配慮などから課税されない取引
免税	消費税の課税対象ではあるが、税率が0%になる取引



非課税となる取引

■ 主な非課税取引

土地の譲渡及び貸付（土地には借地権など土地の上に存する権利を含む）

✍ 1か月未満の貸付けは課税取引

有価証券等の譲渡

✍ 株式・出資・預託の携帯によるゴルフ会員権等の譲渡は課税取引

支払い手段の譲渡（銀行券、政府紙幣、硬貨、小切手、約束手形など）

預貯金の利子および保険料を対価とする役務の提供等

切手の販売、印紙の販売、証紙の販売

商品券、プリペイドカードなどの物品切手等の販売

社会保険医療の給付等

✍ 美容整形や差額ベッドの料金、市販の医薬品購入費は課税取引

介護保険サービスの提供（例：居宅サービス、施設サービス）

✍ 利用者の選択による特別な居室や送迎などの対価は課税取引

助産

一定の身体障害者用物品の販売や貸付（例：義肢、車いす）



非課税と免税の違い

■ 主な免税取引

販売が輸出取引に当たる場合、消費税が免税されます。

例：商品の輸出や国際輸送などの取引

この場合、輸出証明書の保管が要件となります！



■ 非課税と免税は何が違う？

課税仕入れについて仕入税額の控除を行えるかどうか！

非課税... × 消費税が課税されていないため控除できない

免税... 消費税が課税されているため控除できる



つまり！非課税取引は消費税が課税されない取引である一方、
免税取引は消費税が課税されているが税額を支払う必要がない取引である！

非課税と不課税の違い

■ 主な不課税取引

消費税の課税対象...国内において事業として対価を得て行う取引
これに当たらない取引を不課税取引という。(例：国外取引、寄付金、祝い金、給与)

具体例は国税庁HPに記載されています！

国税庁 No.6157



■ 非課税と不課税は何が違う？

課税売上割合の計算において取り扱いが異なります。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上} + \text{免税売上}}{\text{課税売上} + \text{免税売上} + \text{非課税売上}}$$

非課税...原則として分母にだけ算入する

不課税...分母にも分子にも算入しない

